

目 次

令和3年6月定例会

NO	議案番号	件 名
1	議案第37号	箱根町職員の服務の宣誓に関する条例及び箱根町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について
2	議案第38号	箱根町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
3	議案第39号	箱根町町税条例の一部を改正する条例の制定について
4	議案第40号	令和3年度箱根町一般会計補正予算(第1号)
5	議案第41号	工事請負契約の締結について
6	議案第42号	物件供給契約の締結について
7	議案第43号	物件供給契約の締結について
8	議案第44号	教育委員会委員の任命について
9	議案第45号	人権擁護委員候補者の推薦について

箱根町職員の服務の宣誓に関する条例及び箱根町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について

箱根町職員の服務の宣誓に関する条例及び箱根町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 3 年 6 月 10 日提出

箱根町長 勝 俣 浩 行

(提案理由)

新たに職員となった者の服務の宣誓において任命権者等の面前における宣誓書への署名押印を要しないものとするとともに、固定資産評価審査委員会に提出する審査申出書等への署名押印を要しないものとするため、現行条例の一部を改正する必要があるので、本条例案を提出するものである。

箱根町職員の服務の宣誓に関する条例及び箱根町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

(箱根町職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正)

第1条 箱根町職員の服務の宣誓に関する条例(昭和32年箱根町条例第15号)の一部を次のように改正する。

第2条中「、任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の面前において」を削り、「に署名して」を「を任命権者に提出して」に、「行なって」を「行って」に改める。

第1号様式中「第1号様式」を「第1号様式(第2条関係)」に改め、「印」を削る。

第2号様式中「第2号様式」を「第2号様式(第2条関係)」に改め、「印」を削る。

(箱根町固定資産評価審査委員会条例の一部改正)

第2条 箱根町固定資産評価審査委員会条例(昭和41年箱根町条例第2号)の一部を次のように改正する。

第4条中第4項を削り、第5項を第4項とし、第6項を第5項とする。

第8条第5項中「記載し、提出者がこれに署名押印しなければ」を「記載しなければ」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 38 号

箱根町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

箱根町印鑑条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 3 年 6 月 10 日提出

箱根町長 勝 俣 浩 行

(提案理由)

個人番号カードを利用してコンビニエンスストア等に設置されている多機能端末機から印鑑登録証明書の交付を受けることができるようとするため、現行条例の一部を改正する必要があるので、本条例案を提出するものである。

箱根町印鑑条例の一部を改正する条例

箱根町印鑑条例(昭和 58 年箱根町条例第 1 号)の一部を次のように改正する。

第 16 条に次の 1 項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、登録者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 14 年法律第 153 号）第 22 条第 1 項に規定する利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。）を用いて多機能端末機（町の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機であって、必要な操作を行うことにより印鑑登録証明書を自動的に交付する機能を有するものをいう。第 18 条第 2 項において同じ。）を利用することにより印鑑登録証明書の交付の申請をすることができる。

第 17 条中「いずれか」の次に「(前条第 2 項の規定による申請にあっては、第 5 号)」を加える。

第 18 条第 2 項中「又は電子計算機の出力装置」を「、電子計算機の出力装置又は多機能端末機」に改める。

第 19 条中「申請」の次に「(第 16 条第 2 項の規定による申請を除く。)」を加える。

附 則

この条例は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。

議案第 39 号

箱根町町税条例の一部を改正する条例の制定について

箱根町町税条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 3 年 6 月 10 日提出

箱根町長 勝 俣 浩 行

(提案理由)

地方税法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 7 号）が公布されたことに伴い、現行条例の一部を改正する必要があるので、本条例案を提出するものである。

箱根町町税条例の一部を改正する条例

第 1 条 箱根町町税条例（昭和 51 年箱根町条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

附則第 13 項中「附則第 15 条第 30 項第 1 号イ」を「附則第 15 条第 27 項第 1 号イ」に改める。

附則第 14 項中「附則第 15 条第 30 項第 1 号ロ」を「附則第 15 条第 27 項第 1 号ロ」に改める。

附則第 15 項中「附則第 15 条第 30 項第 1 号ハ」を「附則第 15 条第 27 項第 1 号ハ」に改める。

附則第 16 項中「附則第 15 条第 30 項第 1 号ニ」を「附則第 15 条第 27 項第 1 号ニ」に改める。

附則第 17 項中「附則第 15 条第 30 項第 2 号イ」を「附則第 15 条第 27 項第 2 号イ」に改める。

附則第 18 項中「附則第 15 条第 30 項第 2 号ロ」を「附則第 15 条第 27 項第 2 号ロ」に改める。

附則第 19 項中「附則第 15 条第 30 項第 2 号ハ」を「附則第 15 条第 27 項第 2 号ハ」に改める。

附則第 20 項中「附則第 15 条第 30 項第 3 号イ」を「附則第 15 条第 27 項第 3 号イ」に改める。

附則第 21 項中「附則第 15 条第 30 項第 3 号ロ」を「附則第 15 条第 27 項第 3 号ロ」に改める。

附則第 22 項中「附則第 15 条第 30 項第 3 号ハ」を「附則第 15 条第 27 項第 3 号ハ」に改める。

附則第 23 項中「附則第 15 条第 38 項」を「附則第 15 条第 34 項」に改める。

附則中第 24 項を削り、第 25 項を第 24 項とし、第 26 項から第 28 項までを 1 項ずつ繰り上げる。

附則第 29 項中「附則第 27 項」を「附則第 26 項」に改め、同項を附則第 28 項とする。

附則第 30 項中「附則第 27 項」を「附則第 26 項」に改め、同項を附則第 29 項とする。

附則第 31 項を附則第 30 項とし、附則第 32 項を附則第 31 項とし、附則第 33 項を附則第 32 項とし、附則第 34 項中「附則第 45 項」を「附則第 44 項」に改め、同項を附則第 33 項とする。

附則第 35 項を附則第 34 項とし、附則第 36 項を附則第 35 項とし、附則第 37 項中「附則第 35 項」を「附則第 34 項」に、「附則第 41 項」を「附則第 40 項」に改め、同項を附則第 36 項とする。

附則中第 38 項を第 37 項とし、第 39 項から第 46 項までを 1 項ずつ繰り上げる。

附則第 47 項中「、当該軽自動車が平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 2 年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同項を附則第 46 項とする。

附則第 48 項中「3 輪以上の軽自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。)」を「法第 446 条第 1 項第 3 号に規定するガソリン軽自動車(以下「ガソリン軽自動車」という。)のうち 3 輪以上のもの」に、「当該軽自動車が平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 2 年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車」を「当該ガソリン軽自動車」に改め、同項を附則第 47 項とする。

附則第 49 項中「3 輪以上の軽自動車」を「ガソリン軽自動車のうち 3 輪以上のもの」に、「当該軽自動車が平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 2 年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車」を「当該ガソリン軽自動車」に改め、同項を附則第 48 項とする。

附則第 50 項中「附則第 47 項」を「附則第 46 項」に改め、同項を附則第 49 項とし、同項の次に次の 1 項を加える。

50 法附則第 30 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に掲げる 3 輪以上の軽自動車(自家用の乗用のものを除く。)に対する第 29 条の規定の適用については、当該軽自動車が令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 4 年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 5 年度分の軽自動車税の種別割に限り、附則第 46 項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、

それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則中第 55 項を第 57 項とし、第 52 項から第 54 項までを 2 項ずつ繰り下げる。

附則第 51 項中「附則第 47 項」を「附則第 46 項」に改め、同項を附則第 53 項とし、同項の前に次の 2 項を加える。

51 法附則第 30 条第 7 項の規定を受ける 3 輪以上のガソリン軽自動車（営業用の乗用のものに限る。）に対する第 29 条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 4 年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 5 年度分の軽自動車税の種別割に限り、附則第 47 項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

52 法附則第 30 条第 8 項の規定の適用を受ける 3 輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第 29 条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 4 年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 5 年度分の軽自動車税の種別割に限り、附則第 48 項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 2 条 箱根町町税条例の一部を次のように改正する。

附則中第 57 項を第 58 項とし、第 54 項から第 56 項までを 1 項ずつ繰り下げる。

附則第 53 項中「附則第 46 項」を「附則第 47 項」に改め、同項を附則第 54 項とする。

附則第 52 項中「附則第 48 項」を「附則第 49 項」に改め、同項を附則第 53 項とする。

附則第 51 項中「附則第 47 項」を「附則第 48 項」に改め、同項を附則第 52 項とする。

附則第 50 項中「附則第 46 項」を「附則第 47 項」に改め、同項を附則第 51

項とする。

附則第 49 項中「附則第 46 項」を「附則第 47 項」に改め、同項を附則第 50 項とする。

附則中第 48 項を第 49 項とし、第 37 項から第 47 項までを 1 項ずつ繰り下げる。

附則第 36 項中「附則第 34 項」を「附則第 35 項」に、「附則第 40 項」を「附則第 41 項」に改め、同項を附則第 37 項とする。

附則第 35 項を附則第 36 項とし、附則第 34 項を附則第 35 項とし、附則第 33 項中「附則第 44 項」を「附則第 45 項」に改め、同項を附則第 34 項とする。

附則第 32 項を附則第 33 項とし、附則第 31 項を附則第 32 項とし、附則第 30 項を附則第 31 項とし、附則第 29 項中「附則第 26 項」を「附則第 27 項」に改め、同項を附則第 30 項とする。

附則第 28 項中「附則第 26 項」を「附則第 27 項」に改め、同項を附則第 29 項とする。

附則中第 27 項を第 28 項とし、第 24 項から第 26 項までを 1 項ずつ繰り下げ、第 23 項の次に次の 1 項を加える。

24 法附則第 15 条第 46 項に規定する条例で定める割合は、3 分の 1 とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、公布の日から起算して 5 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。
(固定資産税に関する経過措置)
- 2 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の箱根町町税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和 3 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和 2 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 3 生産性向上特別措置法（平成 30 年法律第 25 号）の施行の日から令和 3 年 3 月 31 日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に地方税法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 7 号）第 1 条の規定による改正前的地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）附則第 15 条第 41 項に規定する

中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条第41項に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）した同条第41項に規定する機械装置等（以下この項において「機械装置等」という。）（中小事業者等が、同条第41項に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により機械装置等を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条第41項に規定する先端設備等に該当する機械装置等を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該機械装置等を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

- 4 第1条の規定による改正後の箱根町町税条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和3年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

議案第40号

令和3年度箱根町一般会計補正予算（第1号）

令和3年度箱根町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,461千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,561,461千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年6月10日提出

箱根町長 勝 俣 浩 行

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
45 国庫支出金		328,757	5,879	334,636
	10 国庫補助金	129,567	5,879	135,446
75 諸収入		284,605	1,582	286,187
	25 雜入	124,647	1,582	126,229
歳入	合計	9,554,000	7,461	9,561,461

(岁出)

(単位 : 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
10 総務費		1,824,393	655	1,825,048
	05 総務管理費	1,552,847	655	1,553,502
15 民生費		1,629,588	5,224	1,634,812
	10 児童福祉費	589,133	5,224	594,357
40 消防費		964,298	1,582	965,880
	05 消防費	964,298	1,582	965,880
歳 出	合 計	9,554,000	7,461	9,561,461

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計
45 国庫支出金	328,757	5,879	334,636
75 諸収入	284,605	1,582	286,187
歳入合計	9,554,000	7,461	9,561,461

2 歳入

(款) 45 国庫支出金

(項) 10 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計
15 民生費国庫補助金	12,898	5,879	18,777
計	129,567	5,879	135,446

(款) 75 諸収入

(項) 25 雜入

10 雜入	124,613	1,582	126,195
計	124,647	1,582	126,229

3 歳出

(款) 10 総務費

(項) 05 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
15 電子計算管理費	150,907	655	151,562	655	0	0	0
計	1,552,847	655	1,553,502	655	0	0	0

(款) 15 民生費

(項) 10 児童福祉費

05 児童福祉総務費	123,594	5,224	128,818	5,224	0	0	0
計	589,133	5,224	594,357	5,224	0	0	0

(款) 40 消防費

(項) 05 消防費

10 非常備消防費	60,069	1,582	61,651	0	0	1,582	0
計	964,298	1,582	965,880	0	0	1,582	0

(歳出)

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	
				特定財源				
				国県支出金	地方債	その他		
10 総務費	1,824,393	655	1,825,048	655	0	0	0	
15 民生費	1,629,588	5,224	1,634,812	5,224	0	0	0	
40 消防費	964,298	1,582	965,880	0	0	1,582	0	
歳出合計	9,554,000	7,461	9,561,461	5,879	0	1,582	0	

(単位:千円)

節		説明	
区分	金額		
15 児童福祉費国庫補助金	5,879	80 子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費国庫補助金	5,050
		85 子育て世帯生活支援特別給付金給付事務費国庫補助金	829

35 消防費雜入	1,582	02 消防団員退職報償金追加	1,582

(単位:千円)

節		説明	
区分	金額		
18 負担金補助及び交付金	655	05-01-01 電子計算処理推進事業追加.....	655
		18-01 負担金追加	655

3 職員手当等	100	05-26-01 子育て世帯生活支援特別給付事業..	5,224
10 需用費	46	03-01 職員手当等	100
11 役務費	28	10-01 消耗品費	46
18 負担金補助及び交付金	5,050	11-01 役務費	28
		18-91 交付金	5,050

7 報償費	1,582	01-05-01 経常経費追加.....	1,582
		(報償費)	
		07-51 消防団員退職報償費追加	1,582

給与費明細書

1. 特別職

区分	職員数 (人)	給与費						共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	期末手当 (千円) 年間支給率 (月分)	地域手当 (千円)	その他の 手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	長等	3	-	25,980	11,199 (4.45)	-	7,448	44,627	6,347	50,974
	議員	14	52,896	-	23,539 (4.45)	-	-	76,435	16,370	92,805
	その他の特別職	692	22,969	-	-	-	-	22,969	10,016	32,985
	計	709	75,865	25,980	34,738	-	7,448	144,031	32,733	176,764
補正前	長等	3	-	25,980	11,199 (4.45)	-	7,448	44,627	6,347	50,974
	議員	14	52,896	-	23,539 (4.45)	-	-	76,435	16,370	92,805
	その他の特別職	692	22,969	-	-	-	-	22,969	10,016	32,985
	計	709	75,865	25,980	34,738	-	7,448	144,031	32,733	176,764
比較	長等	0	-	0	0 (0)	-	0	0	0	0
	議員	0	0	-	0 (0)	-	-	0	0	0
	その他の特別職	0	0	-	-	-	-	0	0	0
	計	0	0	0	0	-	0	0	0	0

2. 一般職

(1) 総括

区分	職員数 (人)	給与費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当等 (千円)	計 (千円)			
補正後	462	187,887	1,310,131	1,059,488	2,557,506	445,830	3,003,336	
補正前	462	187,887	1,310,131	1,059,388	2,557,406	445,830	3,003,236	
比較	0	0	0	100	100	0	100	

職員手当等の内訳	区分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	通勤手当 (千円)	勤期手当 (千円)	末勤手当 (千円)	勉強手当 (千円)	管理手当 (千円)	理職手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)
		扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	通勤手当 (千円)	勤期手当 (千円)	末勤手当 (千円)	勉強手当 (千円)	管理手当 (千円)	理職手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)
	補正後	35,850	-	50,883	332,559	223,395	38,610	2,177		
	補正前	35,850	-	50,883	332,559	223,395	38,610	2,177		
	比較	0	-	0	0	0	0	0	0	0

職員手当等の内訳	区分	宿日直手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	住居手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)	児童手当 (千円)	退職手当 (千円)
		宿日直手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	住居手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)	児童手当 (千円)	退職手当 (千円)
	補正後	1,476	115,243	28,201	2,079	17,440	211,575
	補正前	1,476	115,143	28,201	2,079	17,440	211,575
	比較	0	100	0	0	0	0

(2) 給料及び職員手当等の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減理由別内訳 (千円)	説明	備考
職員手当等	100	子育て世帯生活支援特別給付金給付事業	100 時間外勤務手当 100千円	

3. 会計年度任用職員

区分	職員数 (人)	給与費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当等 (千円)	計 (千円)			
補正後	121	187,887	—	33,693	221,580	30,639	252,219	
補正前	121	187,887	—	33,693	221,580	30,639	252,219	
比較	0	0	—	0	0	0	0	

※本表の数値は、2-(1)総括の内数です。

議案第 41 号

工事請負契約の締結について

次のとおり総合保健福祉センター整備事業 コージェネレーションシステム等改修工事の工事請負契約を締結する。

1 契約の相手方

神奈川県小田原市中曾根 31 番地 12
アソー熱工業株式会社
代表取締役 関野 功

2 契約金額

金 97,801,000 円

令和 3 年 6 月 10 日提出

箱根町長 勝 俣 浩 行

(提案理由)

総合保健福祉センター整備事業 コージェネレーションシステム等改修工事について、令和 3 年 5 月 20 日に一般競争入札をしたところ、アソー熱工業株式会社が落札したので、本案をもって工事請負契約の締結をいたしたく、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和 39 年箱根町条例第 24 号) 第 2 条の規定により提出するものである。

議案第 42 号

物件供給契約の締結について

次のとおり物件供給契約を締結する。

1 購入品名・車名・台数

- (1) 購入品名 小型動力ポンプ付積載車（第 3 分団第 2 部）
- (2) 車名 いすゞエルフ（ダブルキャブ）
- (3) 台数 1 台

2 契約の相手方

静岡県沼津市東間門 2 丁目 1 番地の 5
株式会社畠山ポンプ製作所
代表取締役 畠山 昭夫

3 契約金額

金 16,445,000 円

令和 3 年 6 月 10 日提出

箱根町長 勝 俣 浩 行

（提案理由）

消防車両整備事業 小型動力ポンプ付積載車（第 3 分団第 2 部）購入について、令和 3 年 5 月 28 日に指名競争入札をしたところ、株式会社畠山ポンプ製作所が落札したので、本案をもって物件供給契約の締結をいたしましたく、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年箱根町条例第 24 号）第 3 条の規定により提出するものである。

議案第 43 号

物件供給契約の締結について

次のとおり物件供給契約を締結する。

1 購入品名・車名・台数

- (1) 購入品名 資機材搬送車（搬送 1）
- (2) 型式 いすゞエルフ（シングルキャブ）
- (3) 台数 1 台

2 契約の相手方

静岡県沼津市東間門 2 丁目 1 番地の 5
株式会社畠山ポンプ製作所
代表取締役 畠山 昭夫

3 契約金額

金 8,925,400 円

令和 3 年 6 月 10 日提出

箱根町長 勝 保 浩 行

（提案理由）

消防車両整備事業 資機材搬送車（搬送 1）購入について、令和 3 年 5 月 28 日に指名競争入札をしたところ、株式会社畠山ポンプ製作所が落札したので、本案をもって物件供給契約の締結をいたしたく、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年箱根町条例第 24 号）第 3 条の規定により提出するものである。

